

介護保険法に基づく指定居宅サービス等事業者の指定の取消 (訪問介護ステーションNAGOMI)

介護保険法（平成9年法律第123号）第77条第1項及び第115条の45の9の規定に基づき、次のとおり、指定居宅サービス事業者及び第一号事業を行う指定事業者の指定を取り消します。

1 事業者の名称及び所在地

株式会社Eggplant 代表取締役 川島 一 俊
群馬県前橋市女屋町1125番地4

2 対象事業所

事業所の名称	訪問介護ステーションNAGOMI
事業所の所在地	群馬県前橋市荒子町1549番地1
サービスの種類 及び指定年月日	訪問介護（平成29年11月1日） 第一号訪問事業（平成29年11月1日）

3 指定取消年月日 令和2年3月18日

4 指定取消の理由

不正請求と認められるもの（介護保険法第77条第1項第6号及び第115条の45の9第2号）に該当。

合計不正請求額：2,029,710円

※ 詳細については、別紙資料のとおりです。

5 今回の処分までの経緯

平成30年9月7日に実地指導を行ったところ、介護報酬の不正請求の疑いが確認されたことから、監査を実施し、上記処分理由が認められました。

本件に関するお問い合わせ先

介護保険課 指導係

電話 直通 / 027-898-6132